

令和4年3月定例会（令和4年(2022年)3月22日）

越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

越谷・松伏水道企業団議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

3月22日(火)	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○令和4年度水道事業経営方針説明	7
	○企業長提出第1号議案ないし第4号議案の一括上程及び提案説明	9
	○企業団行政に対する一般質問	14
	○企業長提出議案の質疑	14
	△第1号議案の質疑	14
	△第2号議案の質疑	14
	△第3号議案の質疑	14
	△第4号議案の質疑	15
	○企業長提出議案の討論、採決	24
	△第1号議案の討論、採決	25
	△第2号議案の討論、採決	25
	△第3号議案の討論、採決	25
	△第4号議案の討論、採決	25
	○諸般の報告	26
	○特定事件の議会運営委員会付託	26
	○閉 議	26
	○企業長の挨拶	26
	○閉 会	27
署名議員		29

参考資料

企業長提出議案の処理結果 31

水企告示第49号

令和4年3月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年3月15日

越谷・松伏水道企業団
企業長 野 口 晃 利

1 期 日 令和4年(2022年)3月22日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和4年3月定例会 会期3月22日 1日間

応招議員 15名

1番	竹	内	栄	治	議員	2番	増	田		等	議員	
3番	野	口	高	明	議員	4番	瀬	賀	恭	子	議員	
5番	田	口	義	博	議員	6番	松	岡	高	志	議員	
7番	岡	野	英	美	議員	8番	大	和	田		哲	議員
9番	山	田	大	助	議員	10番	野	口	和	幸	議員	
11番	大	野	保	司	議員	12番	清	水		泉	議員	
13番	後	藤	孝	江	議員	14番	金	井	直	樹	議員	
15番	伊	藤		治	議員							

不応招議員 なし

3月定例会 第1日

令和4年(2022年)3月22日(火曜日)

議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 令和4年度水道事業経営方針説明
- 7 企業長提出第1号議案ないし第4号議案の一括上程及び提案説明
- 8 企業団行政に対する一般質問
- 9 企業長提出議案の質疑
 - △ 第1号議案の質疑
 - △ 第2号議案の質疑
 - △ 第3号議案の質疑
 - △ 第4号議案の質疑
- 10 企業長提出議案の討論、採決
 - △ 第1号議案の討論、採決
 - △ 第2号議案の討論、採決
 - △ 第3号議案の討論、採決
 - △ 第4号議案の討論、採決
- 11 諸般の報告
- 12 特定事件の議会運営委員会付託
- 13 閉 議
- 14 企業長の挨拶
- 15 閉 会

(開議 午前10時01分)

出席議員 15名

1番	竹内栄治	議員	2番	増田等	議員
3番	野口高明	議員	4番	瀬賀恭子	議員
5番	田口義博	議員	6番	松岡高志	議員
7番	岡野英美	議員	8番	大和田哲	議員
9番	山田大助	議員	10番	野口和幸	議員
11番	大野保司	議員	12番	清水泉	議員
13番	後藤孝江	議員	14番	金井直樹	議員
15番	伊藤治	議員			

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

野口晃利	企業長
石坂正幸	局長
山梨一弘	次長(兼)総務課長
圓城寺亜矢子	お客さま課長
松崎義之	施設課長
新井伸之	配水管理課長

参与として出席した者の職氏名

福田晃	越谷市長
鈴木勝	松伏町長

書記

小宮崇	総務課調整幹
北條理恵	総務課庶務担当主事

10時01分 開 会

◎開会の宣告

- （竹内栄治議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまから令和4年3月定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして、本定例会では、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら会議の運営を行ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

◎開議の宣告

- （竹内栄治議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （竹内栄治議長） この際、諸般の報告をいたします。

△業務概況の報告

- （竹内栄治議長） 企業長から令和3年4月から令和4年1月までの業務概況について報告がありましたので、報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （竹内栄治議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （竹内栄治議長） 次に、本定例会に説明員として出席通知がありました者の職・氏名を報告第3号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （竹内栄治議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。
総務課調整幹に朗読させます。

〔総務課調整幹朗読〕

- （小宮 崇総務課調整幹） 朗読いたします。

水企総第851号

令和4年（2022年）3月15日

越谷・松伏水道企業団議会
議長 竹内 栄 治 様

越谷・松伏水道企業団
企業長 野 口 晃 利

令和4年3月定例会に付議する議案の送付について

標記について、3月22日招集に係る令和4年3月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

議 案 目 録

- 1 越谷・松伏水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
- 1 令和3年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について
- 1 令和4年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について

以上でございます。

△特定事件の審査結果報告

- （竹内栄治議長） 次に、去る12月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、報告第4号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- （竹内栄治議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から
7番 岡野英美議員、8番 大和田 哲議員、9番 山田大助議員を指名いたします。

◎会期の決定

- （竹内栄治議長） 次に、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （竹内栄治議長） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎令和4年度水道事業経営方針説明

- （竹内栄治議長） 令和4年度を迎えるに当たり、水道事業経営方針について説明を聴取いたします。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） おはようございます。令和4年3月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご健勝のうちにご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会は、新年度の事業を執行する予算案などをご審議いただきますが、越谷・松伏水道企業団の経営方針を申し述べ、議員の皆様そしてお客様のご理解とご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

新型コロナウイルスとの闘いが始まってから2年余りが経過しましたが、未だ収束への道のりは険しく、私たちは様々な制約を受けた生活を余儀なくされています。マスクの着用や消毒はもちろん、オンラインによる買物や仕事が新常态になるなど、コロナ禍は社会が大きく変革する契機ともなっています。

日本では明治時代にコレラや赤痢などの水系感染症が流行しましたが、これを克服するため近代水道の普及が急速に進められました。浄水を管路で圧送するという、当時としては画期的な海外技術が導入され、衛生環境が飛躍的に向上いたしました。この技術は現在に引き継がれ、蛇口をひねれば清浄な水が出るのは「当たり前」となり、生活に欠かせないものとなっています。

一方、昨年10月には和歌山市の水管橋崩落事故が発生し、大規模な断水によって市民生活が大きな影響を受けました。平穏な生活を脅かすのは、自然災害だけではないとの警鐘と受け止めています。「当たり前」がこれまでの延長線上に漫然とあるのではないと認識し、水道事業の基盤強化への歩みを着実に進めてまいります。

令和4年度（2022年度）の予算は、企業団の基本的な方針を示す「水道事業マスタープラン（後期見直し）」の目標達成に向けて、実効性ある予算となるよう編成いたしました。年間計画配水量については、給水戸数の動向やコロナ禍の影響などを勘案して、対前年度比10万立方メートル減の3,790万立方メートルといたしました。

収益的収支については、収入が78億8,200万円、支出が70億9,300万円で、収支差額は7億8,900万円の利益を見込みました。また、資本的収支では、収入が10億5,100万円、支出が47億8,200万円で、このうち主な建設改良事業は、西部配水場設備整備工事等を合わせて27億6,700万円でございます。

以下、「水道事業マスタープラン（後期見直し）」に掲げる3つの基本方針に沿って、主要な施策について申し上げます。

まず、第1の柱である「強靱で安定した水道事業の構築を目指して」では、将来人口や水需要の見直しに基づき水道施設の規模の適正化を図り、地震等の自然災害や事故などに備えて耐震化と更新を計画的に進めるとともに、危機管理体制の充実を図ります。

水需要の減少と老朽化等により南部浄水場は将来廃止する計画であり、他の4か所の浄・配水場で安定給水が図れるよう準備を進めてまいります。西部配水場は、更新時期を迎えている電気・機械・計装設備を2か年継続事業で更新します。築比地浄水場は、場内の第1水源の取水量を安定的に確保するため、井戸の掘り替えを行います。

老朽化した配水管の更新及び耐震化については、重要施設につながる管路や耐用年数を過ぎた管路を優先し、計画的に整備を進めてまいります。

築比地浄水場系の基幹管路は、第一期施工区間約2キロメートルの通水を昨年完了しました。今年度は、第6工区513メートル及び第8工区601メートルを2か年継続事業で施工してまいります。また、今後は松伏町内から越谷市内へと延伸しますので、その基本設計に着手いたします。

基幹管路以外の配水管は、耐震性かつ経済的に優れた管材と工法を採用して更新を進めるとともに、土地区画整理事業等に係る新たな配水管を布設するなど、総延長約7.8キロメートルの建設改良工事を行います。なお、管路の耐震管率は、今年度末で50.3%となる見込みです。

危機管理対策については、地震・風水害・新型コロナウイルスなどあらゆる危機事象を想定し、「危機管理計画」の不断の見直しを行い、安定給水が図れるよう努めてまいります。水道は装置産業であり、常に施設の現況を的確に把握し、良好な状態を保持することが大変重要です。耐震型緊急用貯水槽や災害用資機材はいつでも応急給水が円滑にできるよう、浄・配水場の各種設備や主要な管路等はあらかじめ異常を察知し事故を未然に防げるよう、日頃の点検や訓練を通して危機対応力の向上を図ります。

次に、第2の柱である「安全な水の給水を目指して」では、水質管理を徹底するために検査体制の充実に努めるとともに、水道施設を適正に維持管理し、常に安全で良質な水の安定供給を図ります。

水の安全性については、水源から蛇口までのあらゆる過程におけるリスク要因を分析・管理する「水安全計画」に基づき、安全な水道水を常に供給いたします。水質検査については、国が定める水質基準項目のほかに、当企業団ではより厳しい水質管理目標値を設定し、高い安全性を確保しています。今年度は、水質検査に不可欠な極めて純度の高い水を精製する超純水製造装置を更新し、検査精度の向上と信頼性の確保に一層努めてまいります。

経年化した配水管は、濁水の発生が懸念されることから、発生リスクの高い地域を中心に水の需要が増える夏を迎える前に計画的に洗浄し、良質な水の供給を図ります。また、貯水槽設置者には貯水槽の適正な管理を促すとともに、指定給水装置工事事業者には更新制度を活用して品質管理や施工指導を徹底し、いつでも安心してお使いいただけるよう努めてまいります。

次に、第3の柱である「持続可能な水道事業経営を目指して」では、将来にわたって健全な経営を持続していくために、計画的・効率的な経営のもとで人材の育成と技術の継承、環境への配慮などに取り組めます。

独立採算の水道事業では、料金を確実に収納することが経営の要となります。そのためには未収金を発生させないことが大切で、納付相談にはきめ細かく対応いたしますが、再三の催告にもお支払いやご相談もいただけない場合には、給水停止や弁護士による回収も実施し、未収金の抑制に努めてまいります。なお、コロナ禍における支払猶予については、引き続き丁寧に対応してまいります。

また、今年度は、検針表でお知らせしている使用水量と料金をスマートフォンなどで確認できるマイページの導入を図ってまいります。マイページにはクレジット決済機能を付加するなど、導入に際してはお客様の利便性の向上はもとよりペーパーレスによって業務の効率化にも資するよう、費用対効果を見極めながら進めてまいります。

水道事業に対する理解をより深めていただくため、広報紙「水道だより」やホームページに加え、ツイッターの運用を始めました。また、PR動画「安全な水を届ける！こしまつ水道」を作成しホームページで公開するなど、PRキャラクター「こしまつくん」とともに情報を一層分かりやすくお伝えしてまいります。

職員一人ひとりが持てる能力を高めることは、健全な経営を持続する原動力になります。職員が各種研修を通して知識や技能を習得することはもとより、風通しが良く働きがいのある職場環境をつくることで、柔軟な思考と情熱を持って経営に参画する人材を育成してまいります。

脱炭素への取組としては、西部配水場の小水力発電と北部配水場の太陽光発電による再生可能エネルギーを活用するとともに、西部配水場の設備更新に当たっては、高効率の配水ポンプやインバーター設備を導入し、温室効果ガスのさらなる排出抑制を図ってまいります。

以上、主要な事業について申し上げましたが、このコロナ禍にあって、安全で良質な水道水を「当たり前」のように送り続けることは、お客様の日々の暮らしを支え、命と健康を守ることにつながり、水道事業体としての責務の重さを改めて感じています。新型コロナウイルスが収束し、平穏な日々が一日も早く訪れることを願い、基本理念である「世代（とき）を越え 命の水を送り続けるこしまつ水道」を念頭に、職員一丸となって水道事業経営に取り組んでまいります。

議員の皆様、越谷市・松伏町のお客様には、限りないご指導とご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

◎企業長提出第1号議案ないし第4号議案の一括上程及び提案説明

- （竹内栄治議長） 企業長提出第1号議案ないし第4号議案の4件を一括して議題といたします。企業長から提案理由の説明を求めます。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） 本定例会には、「越谷・松伏水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を初め、4件の議案をご提案申し上げます。

それでは、各議案につきまして順次ご説明をさせていただきます。

まず、第1号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、一般職の国家公務員の休業制度に準じ、育児休業について所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、一般職の非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止するもので、この要件の緩和により採用当初から育児休業が取得できるようになるものでございます。

なお、本条例は本年4月1日から施行してまいります。

次に、第2号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議するため、地方自治法の規定により提案するものでございます。

内容でございますが、同組合に加入しております「埼玉県都市競艇組合」が「埼玉県都市ボートレース企業団」に名称変更されることに伴い、組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するものでございます。

なお、本規約は本年4月1日から施行してまいります。

次に、第3号議案についてご説明申し上げます。

今回の補正予算の概要でございますが、継続費を設定しておりました「築比地浄水場系基幹管路更新事業」の「第3工区」、「第7工区」及び「第11工区」の工事が完了することに伴い、事業費とその財源である企業債の額を整理するものでございます。

それでは、「令和3年度補正予算書及び補正予算説明書」の2ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第4条「継続費」でございますが、「築比地浄水場系基幹管路更新事業」の総額を「第3工区」で13億2,000万円に、「第7工区」で2億3,400万円に、「第11工区」で3億3,500万円に改めるものでございます。

したがって、令和3年度の補正額は第3工区で3,000万円、第7工区で8,600万円、第11工区で6,000万円、合計1億7,600万円を減額するものでございます。

第5条「企業債」については、限度額を1億1,000万円減額し、2億9,000万円に改めるものでございます。

恐縮に存じますが、1ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいまご説明申し上げましたことにより、第2条「業務の予定量」については、1億7,600万円を減額し、21億4,070万円に改めるものでございます。

第3条「資本的収入及び支出」については、収入で1億1,000万円を減額し、補正後の額を8億7,600万円といたします。

また、支出で1億7,600万円を減額し、補正後の額を41億9,700万円に改めるものでございます。

以上の結果、資本的収支における不足額は、33億2,100万円となり、「過年度損益勘定留保資金」等で補填をさせていただきます。

次に、第4号議案についてご説明申し上げます。

「令和4年度予算書及び予算説明書」の1ページを御覧いただきたいと存じます。

第2条「業務の予定量」については、給水戸数16万9,200戸、1日平均配水量10万3,836立方メートル、年間配水量は前年度より10万立方メートル少ない3,790万立方メートル、主な建設改良事業は、「西部配水場設備整備工事」など27億6,700万円といたしました。

第3条「収益的収入及び支出」については、水道事業収益は対前年度比0.8%減の78億8,200万円、水道事業費用は対前年度比0.2%減の70億9,300万円を計上いたしました。これにより、収支では、税込み7億8,900万円の利益が見込まれるところでございます。

それでは、主なものについて順次ご説明させていただきます。恐れ入りますが、23ページの予算執行計画書を御覧いただきたいと存じます。

初めに、収入について申し上げます。第1項「営業収益」は、「給水収益」で67億4,010万円、「その他営業収益」で3億460万円、合わせて70億4,470万円を計上し、対前年度比6,930万円の減となっております。給水収益につきましては、年間の配水量3,790万立方メートルに対して、有収率を96.3%と見込み、算出いたしました。

第2項「営業外収益」は、「受取利息及び配当金」1,380万円、構成市町からの児童手当に係る「他会計補助金」730万円、過去に受け入れた補助金等を減価償却に合わせて収益化する「長期前受金戻入」8億320万円など、合わせて8億3,490万円を計上し、対前年度比220万円の増となっております。

第3項「特別利益」は、240万円を計上いたしました。

以上により、第1款「水道事業収益」の総額は78億8,200万円、対前年度比6,500万円の減となっております。

次に、支出について申し上げます。

25ページ以降を御覧いただきたいと存じます。第1項「営業費用」の1目「原水及び浄水費」は、浄・配水場の管理運営に係る費用で、設備点検や水質検査などの委託料、電気料金などの動力費、県水受水費など、合わせて28億4,364万円を計上いたしました。

2目「配水及び給水費」は、管路の維持管理などに係る費用で、漏水修繕や配水管洗浄などの委託料、路面復旧費など、合わせて5億3,127万円を計上いたしました。

3目「業務費」は、水道料金の検針・調定・収納に係る費用で、量水器の検定満期交換や検針などの委託料、マイページやクレジット導入のシステム改修費を含んだ水道料金システム等委託料など、合わせて5億8,986万円を計上いたしました。

4目「総係費」は、庁舎管理や各種電算システム等に係る経費、水道だより等の広報費など、合わせて3億5,973万円を計上いたしました。

5目「減価償却費」は、建物や配水管等の構築物、機械及び装置等に係る減価償却の費用として、23億1,950万円を計上いたしました。

6目「資産減耗費」は、固定資産などの除却費用として4,790万円を計上いたしました。

これらを合わせた第1項「営業費用」は66億9,190万円、対前年度比7,090万円の増となっております。

続いて、第2項「営業外費用」は、「支払利息及び企業債取扱諸費」、「消費税及び地方消費税」など、合わせて3億7,810万円を計上いたしました。

第3項「特別損失」は、過年度分の水道料金の還付に要する「過年度損益修正損」300万円を計上いたしました。

第4項「予備費」は、2,000万円でございます。

以上により、第1款「水道事業費用」の総額は70億9,300万円、対前年度比1,400万円の減となっております。

恐れ入りますが、予算書の1ページにお戻りいただきたいと存じます。

第4条「資本的収入及び支出」について、収入は10億5,100万円、支出は47億8,200万円を計上いたしました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する37億3,100万円は、「過年度損益勘定留保資金」等で補填させていただきます。

それでは、主なものについてご説明申し上げます。恐れ入りますが、31ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、「資本的収入」のうち第1項「企業債」は、築比地浄水場系の「基幹管路更新事業」及び西部配水場の「配水施設改良事業」に充当するため、3億4,400万円を計上いたしました。

第2項「分担金」は、給水装置の新設や増設に伴う加入者分担金で、2億8,000万円を計上いたしました。

第3項「補助金」は、西部配水場の設備整備事業に係る国庫補助金1億4,300万円を計上いたしました。

第4項「工事負担金」は、土地区画整理事業等による配水管布設工事等負担金など、1億8,390万円を計上いたしました。

第5項「固定資産売却代金」は、有価証券の満期償還に伴う売却代金など、1億10万円を計上いたしました。

以上により、第1款「資本的収入」の総額は10億5,100万円、対前年度比6,500万円の増となっております。

次に、32ページ以降、「資本的支出」について申し上げます。第1項「建設改良費」、1目「配水施設拡張費」は、土地区画整理事業地内の配水管布設工事など、合わせて2億4,074万円を計上いたしました。

2目「配水施設改良費」は、「配水管布設替工事」6億5,000万円、「舗装復旧工事」3億5,000万円のほか、新たに2か年の継続事業とした「築比地浄水場系基幹管路更新工事」の「第6工区」2億9,500万円、「第8工区」9,700万円、「西部配水場設備整備工事」5億7,100万円など、2目全体で27億5,171万円を計上いたしました。

3目「営業設備費」は、「量水器」の購入費用4,870万円、水質検査用の超純水製造装置購入費440万円など、合わせて5,595万円を計上いたしました。

これらを合わせた第1項「建設改良費」は30億4,840万円、対前年度比4億3,380万円の増となっております。

第2項「企業債償還金」は、償還元金14億2,460万円を計上いたしました。

第3項「投資」は、満期償還に伴う有価証券の購入費用として3億900万円を計上いたしました。

以上により、第1款「資本的支出」の総額は47億8,200万円、対前年度比4億900万円の増となっております。

恐れ入りますが、予算書2ページにお戻りいただきたいと存じます。

第5条「継続費」については、「築比地浄水場系基幹管路更新事業」の「第6工区」6億5,100万円と「第8工区」3億3,700万円及び「西部配水場設備整備事業」27億8,400万円を、令和4年度からの2か年継続事業として設定いたしました。

第6条「債務負担行為」については、「水道水質検査業務委託」など、都合8件を令和4年度内に着手するため設定いたしました。

第7条「企業債」については、築比地浄水場系の基幹管路第6工区と第8工区及び西部配水場の設備整備に係る財源として、限度額等を設定いたしました。

その他、第8条以降の「一時借入金」、「予定支出の各項の経費の金額の流用」、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」、「たな卸資産購入限度額」については、大変恐縮に存じますが、予算書を御覧いただき、ご了承賜りたいと存じます。

以上、今回ご提案申し上げました議案についてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◎休憩の宣告

- （竹内栄治議長） ここで、第1号議案ないし第4号議案の審査のため、議場外休憩に入ります。
この際、暫時休憩いたします。

10時33分 休 憩

10時55分 再 開

◎開議の宣告

- （竹内栄治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業団行政に対する一般質問

- （竹内栄治議長） 次に、企業団行政に対する一般質問であります。発言の通告がありませんので、終結いたします。

◎企業長提出議案の質疑

- （竹内栄治議長） 企業長提出議案の順次質疑を行います。

△第1号議案の質疑

- （竹内栄治議長） 第1号議案について質疑に入ります。
質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （竹内栄治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

△第2号議案の質疑

- （竹内栄治議長） 第2号議案について質疑に入ります。
質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （竹内栄治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

△第3号議案の質疑

- （竹内栄治議長） 第3号議案について質疑に入ります。
質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （竹内栄治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

△第4号議案の質疑

○（竹内栄治議長） 第4号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。（3番 野口高明議員「3番」と言う）

3番 野口高明議員。

〔3番 野口高明議員登壇〕

○3番（野口高明議員） 越谷刷新クラブ、野口高明です。企業長提出第4号議案について、3点お伺いいたします。

まず、1点目、令和4年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算書及び予算説明書について、1ページ、令和4年度業務の予定量についてお伺いいたします。コロナ禍の影響により、自宅にてテレワークをする世帯や自宅で過ごす方が増加し、コロナ禍前と比べて年間配水量が変化しているかと予想します。

そこでお伺いいたしますが、コロナ禍がどのように年間配水量に影響したのか。コロナ禍による人々の行動変容がもたらす年間配水量の変化について分析結果をお聞かせください。

次に、2点目、27ページ、「予算執行計画書」「営業費用」「業務量」「委託料」「水道料金システム等委託料」についてお尋ねいたします。現在、自治体DXとして、各種デジタルトランスフォーメーションに鋭意取り組んでいる自治体が非常に多く見受けられます。

そこでお伺いいたしますが、当企業団において、今までに行ってきたDX、また今後予定しているDXがあればお聞かせください。

次に、3点目、30ページ、「予算執行計画書」「営業外費用」「雑支出」「災害用備蓄材料費」についてお尋ねいたします。先日も東北地方で震度6強の地震があり、市内も長時間にわたり停電する地域が出るなど、災害に対する備えは常日頃から行っていかなければいけないものだと改めて気を引き締められた方も多いのではないかと考えます。

そこでお伺いいたしますが、災害用備蓄材料費は具体的にどのようなものを購入する費用で、どのような備えを当企業団としてはなされているのかお聞かせください。

以上、3点よろしく申し上げます。

○（竹内栄治議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、野口議員さんの3点のご質問、まず1点目、コロナ禍がどのように年間配水量に影響したのかというご質問でございますが、これにつきましては局長よりご答弁させていただきます。

それから、2点目のデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDX、これは今まで当企業団として行ってきたDXということでございますけれども、デジタルトランスフォーメーションというのは、ただ単にIT化をすることではなくて、IT化を通して仕事の仕方等を全体的に改めると

というようなことですので、これについては道半ばであり、成果として報告できるものは現時点ではございません。

それから、3点目でございますけれども、災害用備蓄材料費の件についてでございますが、これにつきましては総務課長よりご答弁させていただきます。

○（竹内栄治議長） 次に、局長。

〔石坂正幸局長登壇〕

○（石坂正幸局長） それでは、質問にお答えさせていただきます。

コロナ禍による人々の行動変容がもたらす年間配水量の変化についての分析結果ということですが、令和元年度が配水量3,755万4,840立方メートル、コロナの影響が出始めました令和2年度は3,855万1,750立方メートルで、令和元年度から2年度にかけまして99万6,910立方メートル、日量にいたしまして3,000立方メートルほどの増加となっております。配水量につきましては、一般家庭用のものになります25ミリ以下の小口径メーターが増加する一方で、40ミリ以上の大口径メーターは減少となっております。さらに、令和3年度につきましては、今年度末までに約3,800万立方メートルの予想量となっております。これは、令和2年度に比べますと55万1,750立方メートルの減となっております。このことから、コロナによる影響につきましては、令和2年度が最も顕著な量が出ておまして、令和3年度以降、令和4年度の見込みもそうですけれども、だんだんもとの数値、大体3,800万立方メートルに戻ってきているというのが現状でございます。

以上でございます。

○（竹内栄治議長） 次に、総務課長。

〔山梨一弘次長（兼）総務課長登壇〕

○（山梨一弘次長（兼）総務課長） それでは、お答えさせていただきます。

災害用備蓄材料費の内容ということでございますけれども、こちらにつきましては当企業団で策定しております危機管理計画に基づきまして、非常用の飲料水袋、また飲料用のボトル水、復旧活動を行う職員の食糧、アルファ米等でございますが、このほかに防護服やサージカルマスクの備蓄などを計画的に進めて購入しているところでございます。

以上でございます。

○（竹内栄治議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（3番 野口高明議員「3番」と言う）

3番 野口高明議員。

〔3番 野口高明議員登壇〕

○3番（野口高明議員） ご答弁ありがとうございました。

まず、1点目について再質疑させていただきます。次年度の配水量見込みについて、先ほど減る見込みであるということを確認させていただいております。そのように判断された理由と、容量に

関する分析によって恐らく減らされたかと思うのですけれども、どのような分析に基づいて減る見込みというものを決められたのかお聞かせください。

○（竹内栄治議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） ただいまの重ねてのご質問でございますが、次年度の配水量の見込みとその理由については局長からご答弁させていただきます。

○（竹内栄治議長） 次に、局長。

〔石坂正幸局長登壇〕

○（石坂正幸局長） それでは、次年度の配水量の見込みにおける減少理由についてご説明させていただきます。

先ほども申し上げましたように、配水量自体がコロナ禍前の使用量に戻ってきております。次年度の配水量は過去10年間の配水量のグラフを作成し、決めております。配水量自体は右肩下がりになっておりますので、その傾斜角度により算出した結果、10万立方メートルの減と見込んでおります。

以上でございます。

○（竹内栄治議長） ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。（3番 野口高明議員「はい」と言う）

3番 野口高明議員。

〔3番 野口高明議員登壇〕

○3番（野口高明議員） ご答弁ありがとうございました。

次に、2点目について再質疑させていただきます。

○（竹内栄治議長） 野口議員、これ一問一答ではないです。一括質疑で3回までしかできません。

1点目に対しての再々質疑となります。

○3番（野口高明議員） 理解させていただきました。

では、過去10年間のグラフの角度によって配水量が決められたということで理解させていただきました。今後については、そのまま来年度、再来年度も同様の方法で算出し、その角度に応じて減少傾向が続くという見込みであるのかお聞かせください。

○（竹内栄治議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、ただいまの、今後、来年、再来年度の配水量の見込みということにつきましても局長からご答弁させていただきます。

○（竹内栄治議長） 次に、局長。

〔石坂正幸局長登壇〕

○（石坂正幸局長） では、令和5年度以降の配水量の見込みについて説明させていただきます。

令和5年度以降の配水量につきましては、主に水道事業マスタープランにおいて、人口増減等も踏まえまして、配水量の予測をしております。令和3年度と4年度については、コロナの影響もあった関係からパーセントで出しておりますけれども、令和5年度以降につきましては、水道事業マスタープランによる人口減少と使用量の予測が出てきておりますので、その計画に基づいた水量で配水をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○（竹内栄治議長） 以上で、野口高明議員の質疑を終了いたします。

念のため皆さんに申し上げます。質疑については、一問一答ではございません。まとめて質問したら、それについて最初と合わせて3回までの一括質疑となりますので、よろしく願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。（5番 田口義博議員「はい」と言う）

5番 田口義博議員。

〔5番 田口義博議員登壇〕

○5番（田口義博議員） 田口義博です。第4号議案「越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について」、1点のみ質疑をさせていただきます。

水道事業会計予算書及び予算説明書、32から33ページを御覧いただきたいと思います。令和4年度資本的支出の中で、建設改良費30億4,840万円が計上されております。配水施設改良費は27億5,171万円で、工事請負費は25億4,700万円です。築比地浄水場系基幹管路は、第1期施工区間約2キロメートルの通水を令和3年度に完了したとのことですが、令和4年度の工事関係についてどのような工事を予定しているのかお尋ねします。

また、このスケジュールについても説明願いたいと思っております。

以上です。

○（竹内栄治議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、ただいまの田口議員さんのご質問でございますが、令和4年度の築比地浄水場系基幹管路の工事の内容、またスケジュールということにつきましては、施設課長よりご答弁申し上げます。

○（竹内栄治議長） 次に、施設課長。

〔松崎義之施設課長登壇〕

○（松崎義之施設課長） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

現在進められております築比地浄水場系基幹管路工事につきましては、引き続き令和4年度も実施してまいります。令和4年度につきましては、松伏中学校西側の道路、延長で申しますと513メー

トル及び松之木橋の撤去、105メートルを予定しております。また、越谷野田線に接するルートといたしまして、601メートルを予定しております。

なお、スケジュールにつきましては、令和4年度7月に契約をしまして、約3か月、材料の製作にかかります。よって、10月に工事を着手させていただきまして、令和6年3月まで、約20か月の工期を予定しております。

以上でございます。

○（竹内栄治議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（5番 田口義博議員「はい」と言う）

5番 田口義博議員。

〔5番 田口義博議員登壇〕

○5番（田口義博議員） 再質疑させていただきます。

松伏町内では、東埼玉道路の工事が進められております。この工事区間に松之木橋がありまして、そこには水管橋がございまして、現在使われていないように思われます。この水管橋の撤去について説明を求めたいと思います。

また、中川のところに、右岸、左岸側に支柱がありますけれども、支柱になっています土台の土地について今後どのようになるのか説明いただきたいと思います。

○（竹内栄治議長） ただいまの再質疑に対し、企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、ただいまの重ねてのご質問でございますが、水管橋の撤去に関して、その土台となる土地の関係につきましては、局長よりご答弁申し上げます。

○（竹内栄治議長） 次に、局長。

〔石坂正幸局長登壇〕

○（石坂正幸局長） では、松之木水管橋撤去及びそれに伴う中川の右岸側、左岸側の土地についてお答え申し上げます。

水管橋につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、令和4年度と5年度の2か年計画事業で撤去を行っていきます。橋脚となる供用用地が、右岸側で102.36平方メートル、左岸側で493.7平方メートルほどございますけれども、こちらにつきましては現在使用の予定はありませんので、このまま当企業団が管理を行ってまいります。

なお、右岸側につきましては、東埼玉道路の用地として一部かかったことから、令和2年度に160.64平方メートルほど国土交通省に売却しております。

以上でございます。

○（竹内栄治議長） ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。（5番 田口義博議員「終わります」と言う）

以上で、田口義博議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。(8番 大和田 哲議員「はい」と言う)

8番 大和田 哲議員。

[8番 大和田 哲議員登壇]

- 8番(大和田 哲議員) 水道事業会計予算書及び予算説明書の26ページ、「予算執行計画書」「支出」「1 営業費用」「1 原水及び浄水費」「受水費」について質疑します。

予算では23億4,000万円で、説明では県水受水費とあります。令和4年度の県水受水量予定、単価、地下水の予定量、原水の総量を教えてください。

併せて、令和3年度、そして令和2年度についても、同様の数値と直近の原水の増減傾向を教えてくださいたいと思います。

- (竹内栄治議長) 企業長の答弁を求めます。

[野口晃利企業長登壇]

- (野口晃利企業長) ただいま大和田議員さんからのご質問で、県水受水量の予定量、単価、地下水の予定量、原水の総量等につきましては、配水管理課長よりご答弁させていただきます。

- (竹内栄治議長) 次に、配水管理課長。

[新井伸之配水管理課長登壇]

- (新井伸之配水管理課長) それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

令和4年度の県水受水予定量は、3,421万8,900立方メートルでございます。単価につきましては、令和2年度、3年度と同様、税抜きで1立方メートル当たり61円78銭でございます。地下水の予定量は、368万1,100立方メートルでございますので、合わせまして、原水の総量につきましては、3,790万立方メートルを見込んでおります。

次に、令和3年度の県水受水予定水量は、3,434万9,900立方メートルです。地下水の予定水量は、365万100立方メートルで、合わせますと、原水の総量につきましては、3,800万立方メートルを見込んでおります。

次に、令和2年度の県水受水量につきましては、こちら実績となりますが、3,373万5,500立方メートルでございます。地下水の取水量につきましては、484万3,304立方メートルでございます。合わせまして、原水の総量につきましては、3,857万8,804立方メートルでございます。

直近の原水の増減傾向につきましては、令和2年度は、コロナ禍の影響により一時的に増加となりましたが、全体的には右肩下がりとなっておりますので、今後についても減少傾向が続くものと見込んでおります。

以上です。

- (竹内栄治議長) ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。(8番 大和田 哲議員「8番」と言う)

8番 大和田 哲議員。

〔8番 大和田 哲議員登壇〕

○8番（大和田 哲議員） 再質疑させていただきます。

県水の受水量、これについては先ほどご説明があったとおり、右肩下がり、減少傾向にあるということでもあります。単価は61円ほどで、この間変わっていないということでご回答いただきましたけれども、3月の県の議会定例会で公表がなされました第5次企業局経営5か年計画、この計画では、将来的な収支悪化予測から20%料金の引上げで収支均衡を図る県のシミュレーションが示されています。予算特別委員会の部局審査でも、この内容が審議されています。この経過を踏まえて、今後の県水の値上げと水道料金への値上げが懸念されますが、このことについて企業長の考えをお示しいただきたいと思います。

○（竹内栄治議長） ただいまの再質疑に対し、企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、重ねてのご質問にお答えさせていただきます。

県の企業局では5か年計画ということで審議があったということでございますけれども、水道料金1立方メートル当たり税抜きで61円78銭という単価は、平成11年（1999年）から消費税の税率改定に合わせて税込み金額が変わっておりますけれども、基本はその段階からもう長年変わっておりません。県企業局の経営状況等を踏まえた中で、やはり更新事業等がありますので、値上げをせざるを得ないというような状況は客観的には分かるのですけれども、私ども末端給水事業者にはその辺の値上げについて、今回のこの新たな経営計画については「こういう5か年計画があり、それについて県民のコメントを募集している」というのを新聞報道等で知るのみでございまして、私どものほうに特にご説明だとかそういったことはございません。今、公の形で言えるのは、埼玉県企業局からは「現行料金、1立方メートル当たり税抜きで61円78銭という金額は、令和3年度から令和6年度までは同一料金です。」ということを公に通知いただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○（竹内栄治議長） ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。（8番 大和田 哲議員「議長」と言う）

8番 大和田 哲議員。

〔8番 大和田 哲議員登壇〕

○8番（大和田 哲議員） ただいま企業長からご答弁いただきました。ありがとうございます。県の動向なのですけれども、県の収支悪化の要因が2つ挙げられているそうです。1つは、人口減少や節水機器の普及で年々水需要が減ることによる給水収益の将来的な減少が挙げられています。2つ目に、南摩ダム、思川開発などのダム建設や高度浄水処理、老朽施設更新などの設備投資による減価償却の増大によるものということを伺っております。今後、料金値上げになれば、むしろ水需

要減少に拍車をかけることにもなります。さらに、収支を悪化させることにもつながってくるのではないかと思います。水は、ライフラインで公共的なものです。公共投資の減価償却を受益者のみに転嫁すべきではないというふうに考えております。県に対して一般会計からの繰入れなどを要望すべきだと考えております。また、コロナでの経済状態悪化を勘案すれば、料金引上げは回避すべきというふうに考えております。再度、企業長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○（竹内栄治議長） ただいまの質疑に対し、企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

給水収益は将来的にどんどん減って右肩下がりということに併せて、県企業局の費用で減価償却費の増大ということがございますけれども、減価償却費の増大につながる一つの要因として高度浄水処理がございます。これについては我々末端給水事業者としても県企業局に要望しております。今、当企業団の関係では新三郷浄水場に高度浄水処理が導入されておりますが、もう一つの庄和浄水場にもいち早く高度浄水処理を整備してほしいと要望しております。ただし、その場合、安易に値上げにつながらないようにということで、用水購入団体等連絡協議会を通して県には要望しております。さらに、県では、今計画としては大久保浄水場と吉見浄水場、こちらの高度浄水処理を整備していこうという考えでございますので、残る行田浄水場と庄和浄水場、これについてはぜひ利根川の下流部である庄和浄水場のほうにいち早く導入をしていただきたいという要望もしております。

それで、先ほど配水量のお話がありましたけれども、配水量については、県水が9割、井戸水・自己水がおおむね1割ということで、どこの事業体も受水しております。埼玉県は利根川と荒川の水利権を持っていますが、今までは暫定水利権ということでした。しかし八ツ場ダムが完成したことによって、恒久水利権が確保されたわけですので、水利についてはかなり改善されました。加えて、高度浄水と通常の自己水に塩素を入れた水、これをブレンドすることは、望ましいことではありませんし、県企業局は高度浄水をつくり、末端給水事業者は井戸水をつくるということは、地方にとっては二重の投資になるというような考えを私は持っております。このことから県の企業局のほうでは高度浄水処理を、例えば庄和浄水場には何年度までには整備をするというようなことをはっきりと示していただければ、私どもの水道企業団はもちろんですけれども、ほかの事業体も今ある浄水場だとかを再整備するような二重投資をすることも必要なくなります。そうすることによって、全体として県水のコストが下がることになると思います。県水が9割というのを浄水場の更新だとかをしなければ、逆にそれが9割5分だとか、もっと上がって行って、県の用水供給の需要量が増えていくだろうというようなことも考えられます。地方にとって二重投資はなるべく避けるためにも、県には高度浄水処理を、いつまでに整備しますので、ぜひこれを買ってくださいというようなことを明言してほしいというのが私どもの末端給水事業者としての考えでございます。

したがいまして、先ほどの減価償却費に係る金額等を県に対して一般会計から繰入れを要望すべきというような趣旨のご質問でございますけれども、公営企業にとって受益者負担の原則に基づいて行うのが筋であるというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上です。

○（竹内栄治議長） 以上で、大和田 哲議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。（10番 野口和幸議員「はい」と言う）

10番 野口和幸議員。

〔10番 野口和幸議員登壇〕

○10番（野口和幸議員） それでは、第4号議案、事業会計予算及び予算説明書の27ページ、業務費の委託料でございます。そこからマイページの導入について1件お尋ねをさせていただきます。

先ほど企業長から水道事業経営方針の中で、このマイページの導入につきましては、ペーパーレスによってお客様の利便性を図るというご説明がございました。こちらについて、もう少し具体的な内容と期待できる効果を併せてご説明いただきたいと思います。

○（竹内栄治議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、ただいまの野口和幸議員さんからのマイページに関するご質問でございますが、マイページに関しての具体的な内容、期待される効果等につきましては、お客さま課長よりご答弁させていただきます。

○（竹内栄治議長） 次に、お客さま課長。

〔圓城寺亜矢子お客さま課長登壇〕

○（圓城寺亜矢子お客さま課長） お答えいたします。

マイページ導入に伴う期待される効果でございますが、検針表や納入通知書等、今まで紙で発行していたものが、電子化により通信で送ることができるため、紙だけでなく郵送料の削減が期待できると考えております。

以上です。

○（竹内栄治議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（10番 野口和幸議員「はい」と言う）

10番 野口和幸議員。

〔10番 野口和幸議員登壇〕

○10番（野口和幸議員） ご答弁ありがとうございました。ペーパーレスをすることで、携帯等からでもお客様の登録をすることで収納ができるということで、収納率も上がる効果が期待できるのかなというふうに思っています。一方で、お客様のデータを管理、運用するという点から、デジタル化のセキュリティー対策、この点について今後どのようにお考えになられていらっしゃるか、お

示しいただきたいと思います。

- （竹内栄治議長） ただいまの再質疑に対し、企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） それでは、ただいまの重ねてのご質問でございますが、データ管理の運用に当たって、セキュリティー対策の方針、内容につきまして、お客さま課長よりご答弁させていただきます。

- （竹内栄治議長） 次に、お客さま課長。

〔圓城寺亜矢子お客さま課長登壇〕

- （圓城寺亜矢子お客さま課長） お答えします。

セキュリティー対策ということで、特にお客様のお名前や住所、水道番号などといった情報をマイページに登録する際に入力いただくことから、その情報が漏れないように、マイページのシステム契約業者と話を詰めてまいります。また、クレジットカードなどの情報等もございますので、漏れることがないように、登録する際にパスワードが複数ロックがかかるような形を取るなどセキュリティーへの対策は強固にしていきたいと考えております。

以上です。

- （竹内栄治議長） ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。（10番 野口和幸議員「ありません」と言う）

以上で、野口和幸議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （竹内栄治議長） 以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （竹内栄治議長） この際、暫時休憩いたします。

11時38分 休憩

11時39分 再開

◎開議の宣告

- （竹内栄治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業長提出議案の討論、採決

- （竹内栄治議長） 企業長提出議案の順次討論、採決を行います。

△第1号議案の討論、採決

- （竹内栄治議長） 第1号議案について討論に入ります。
討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
〔挙手全員〕
- （竹内栄治議長） 挙手は全員であります。
したがって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

△第2号議案の討論、採決

- （竹内栄治議長） 第2号議案について討論に入ります。
討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
〔挙手全員〕
- （竹内栄治議長） 挙手は全員であります。
したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

△第3号議案の討論、採決

- （竹内栄治議長） 第3号議案について討論に入ります。
討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
〔挙手全員〕
- （竹内栄治議長） 挙手は全員であります。
したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

△第4号議案の討論、採決

- （竹内栄治議長） 第4号議案について討論に入ります。
討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○（竹内栄治議長） 挙手は全員であります。

したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

○（竹内栄治議長） この際、諸般の報告をいたします。

△特定事件の付託申出の報告

○（竹内栄治議長） 議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査事項として付託の申出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎特定事件の議会運営委員会付託

○（竹内栄治議長） 特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（竹内栄治議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

○（竹内栄治議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

○（竹内栄治議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） 議長のお許しをいただきましたので、3月定例会が閉会されるに当たり、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

今定例会に私からご提案させていただきました4議案につきましては、いずれも原案のとおりご決定を賜り、誠にありがとうございます。心から御礼申し上げます。

季節は、寒さ厳しい冬から陽光まぶしい春へと着実に移り変わっていますが、新型コロナウイルスは、まん延防止等重点措置が解除されたとはいえ、いまだ収束が見通せない状況でございます。

しかし、いかなる状況におかれても、当企業団が掲げる基本理念に沿って、お客様に安全な水を安心してお使いいただけるよう、私をはじめ職員が一丸となり、令和4年度の事業執行に当たってまいります。

議員の皆様におかれましては、今後とも健康に十分ご留意いただき、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○（竹内栄治議長） これをもちまして、令和4年3月定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

11時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 竹 内 栄 治

署名議員 岡 野 英 美

署名議員 大 和 田 哲

署名議員 山 田 大 助

◎企業長提出議案の処理結果

- 第1号議案 越谷・松伏水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(原案可決)
- 第2号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について
(原案可決)
- 第3号議案 令和3年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)について
(原案可決)
- 第4号議案 令和4年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について
(原案可決)